

古代建築部材の墨書と近世の俗信

鈴木 景 一

一

一九九三年に行われた平城宮跡東院、宇奈多理神社の南の地点の調査で、大型の井戸が検出された。周囲に石敷きを施し、石組み溝を巡らす立派な井戸である。掘形は一辺が約五mの方形。その中に、断面が幅約二〇センチ、厚さ約一〇センチの檜の細長い板材を二十本、円形にたてならべ、外周を藤蔓で巻きしめて井戸枠としている。その部材は、おのおの長さ約一八〇センチほどが現存し、両側面の中程と下部にはホゾ孔が穿って、隣接する部材同士を連結している。

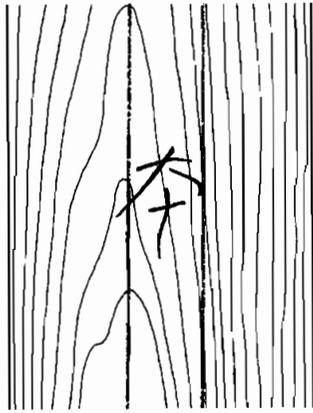
ところで、この部材にはホゾ孔の位置を決めるためらしい墨繩の線が非常に良く残っているほか、数文字の落書き

も見る事ができる。そして、さらに興味深いことに、この部材のうちの一八本には、「本」という墨書が残されているのである。⁽¹⁾これはいったいどのような目的で書かれたものであるうか。この文字は、井戸枠として組み立てたときに外側となる面または隣の部材と密着する側面の、下端近くに書かれており、部材の下端の方向を示す文字であろうことは容易に想像される。ここでは、この「本」の墨書の持つ意味について述べてみたい。

二

図に見られるように、その筆跡は筆で書かれたようなものではなく、先のとがった物、おそらくいまでも工匠が使

う墨差で書いたものではないかとみられる。そうだとすると、この「本」は部材を製材しているところで、工匠が書き付けたものということになる。すなわち、加工の済んだ部材の天地を示すために書かれたものと考えられる。では、その部材の天地とはなにか。この部材は単純な直方体であると考えられるから、井戸の構造上は部材の天地は問題にならない。あるいはまた、失われた部分にもとはホゾ孔があつて、その位置が上下で異なつており、据え付けのときに天地が問題になるという可能性を想定しても、その場合は部材自身を一目見れば孔の位置は明らかであるから、部材の天地をことさらに表示しなくても据え付けの際なんら問題にはならない。このように考えると、この「本」の



部材側面の墨書見取図。縦2本の
並行線は墨繩の墨線。

字は、製材加工した後の外見からは判断が困難になるような性質の方向を示すために、製材に当たった工匠がその場で書き付けたものと見るほかはない。

外形上は判らない部材の天地とはどのようなものであるうか。ここで想起されるのが、法隆寺の大工の棟梁西岡常一氏のつたえた口伝である。「木は生育の方位のままに使へ」という³³。この言葉自体は、木材をその生育環境に合わせた方位に使用せよ、ということのようであるが、木材の天地もまたその範疇で考えることができよう。また仄聞するところでは、現在も柱などの木材はその木がもとと生えてい方向、すなわち、根っ子のほうを下にし枝葉の方を上にして建てるといふことである。その場合、外皮の付いている丸太ならば、本来生えていたときの天地は外見から判明するであろうが、製材して部材に加工してしまうと、もはやいづれが天地かを見分けることは困難となる。「本」の墨書は、製材後の外見からは木材の本来の天地がわからなくななることを考慮して、加工にあたった工匠が墨差で書き付けたものであろう。

この技法がその後どのように伝わっていったのかは十分に調査できていないが、それと関係すると考えられるのが、いわゆる棄老譚の無理難題解決法の一つである。それは、材木の本末を区別せよ、という難題に対して、水溜りに浮べると根本の方が沈むとか、流れのはやい川に流したとき下流に向いた方が根本であるというように答えるものである。このストーリー自体は遠く『賢愚経』に見え、『枕草子』『今昔物語集』に翻案されていることから、平安時代にはすでに知られていた。それが流布したらしく、同類の話が各地の昔話として伝えられている。なかでも山形県新庄市では、舟の帆柱の本末が分からず立てられないので判別法を尋ねたとし、青森県南津軽郡では、洪水で太い柱が流れてきたときに判別法を尋ねたと伝えている。³このような例から考えると、この昔話が流布定着し伝えられてきた背景には、さきに見た立柱の際の技法の認識があったのではないだろうか。

いっぽうで近世には、部材の天地は構造上の問題であるよりも、「逆木柱」を忌むという禁忌として意識されてい

たようである。

寛政元年（一七八九）の大田南畝『南畝莠言』には、次のように記されている。³

遵生八牋起居安樂牋の中に、如瓦匠魔有合脊中放工人船傘之類、或壁中置匙一筋曰、只許住一時、其家便破云々、按ずるに、京都智恩院の屋根うらに傘を挟み置しもかゝる類なるべし、又梓人最忌到用木植、必取生氣根下而梢上、其魔者倒用之、使人家不能長進作事転倒、解法以斧頭擊其木曰、到好々々、住此宅内世々温飽云々、これ今の世に到柱を忌む事なるべし、

また、文化三年（一八〇六）の伴蒿蹊の『閑田次筆』には以下のようにみえる。⁵

○同（百井塘雨）云、（中略）又京三条繩手の伊勢屋といふ、元結を商ふ者の家の造作せしより、病者多く出きしかば、卜者をたのみて筮させしに、これは逆木柱の祟なりといふ、然れども其柱たやすく取かへがたかりしかば、祈禱せんとやいひあへる時、或人吾祝ふべしとて、「伊勢屋とて元ゆい一の家なればさか木ばかりもなにかくるしき」といへりしに、不思議にこれよりことなくなりしとぞ、商売の元結に神までを取あ

はせしは面白し、塘雨此因にいふ、逆木柱といふことは、元來巫祝のいふことにて、あらたに家造する時など、木を逆につかふことはかつてなし、古家の建直しに、本末の知がたき木あれば、世に安倍ノ晴明の判といふ五行☆かく木に書て用る法なり、これ本末始終なきよしの呪術なりと、古き工匠の説とかや、

○閑田是に付て又思ひ出しこと有、世に逆木柱を用たる家は鳴動すといひならずが、今は五十余年前、或人白山通三条辺に借座敷してありし時、毎夜鳴動す、逆木柱の家にやと能々尋ねしに、しかはあらず、其すこし前に或国の士暫ク逗留してありし間、其若党夜中に主人を害し金子を奪いて逃しが、速に尋出され、磔罪に処せられて事は済しが、其主人の怨念散ぜざる故なるべしといへりき、逆木柱に付て、まさにしることなればしるす、

このように、木材の天地へのこだわりは、近世にはもはや逆柱を忌む俗信となつていた。しかもこうした考えが、文人だけではなく大工のあいだでも信じられていたことは、大工の伝書『愚子見記』の次の記述からも明らかである。⁽⁶⁾

○材木本末不知時之遺様事

其用木ニ安部晴明之判☆ヲ書テ、歌ニ「千早振、神代之神ノ建玉フ、此御柱ハ幾代経ヌラン」、右ノ歌三反也、如ススレハ逆木ニ成テモ不苦也、

ここにみるように、部材の天地は大工においても、觀念的な問題として意識されるようになっていたようである。そして知識人によって、そうした問題自体を迷信として片付ける解釈も行われている。文政十三年（一八三〇）の序のある『嬉遊笑覧』一上、居所には次のように見える。⁽⁷⁾

○さか柱 逆柱ある家はやなり（家鳴）などするものとか、按るに談苑に「造屋主人不恤匠者、則匠者以法魔主人、木上鋭下壯、乃削大就小、到植之、如是者凶」と云へり、ここには呪ひごととするわざは聞えず、等閑に心づかて用ることは有もすべし、これによりて怪き事ありといふは、俗説にてうけがたき事なり、其故は割木のまさ目なるは、本すゑのけぢめもいはず、用ひて物を造るにあらずや、逆しまなるはいくらも有べし、結構美を尽したる造営などには、ことさらに彫物などを、逆に転倒したる柱も有り、凡物満たるは缺ることの微意にやあらん、『箋絨論』に、「いろは五十韻に、『のこる手跡は床のかけもの、おそろしや枕返

を逆柱』といふ句も右の俗説によれり、△智恩院の垂木に挿める傘なども故あるにや▽、何ものゝ筆ずさみにか、唯『雜記』とある物に、京に住む人とかや、狸の所為とて、夜ごとに家をゆる事ありて、祈禱などさま／＼すれども、更にしるしなくせてんすべなしと語りけるを鈍全聞て一首の狂歌をよみて贈りける、『石ずゑの柱うごかばけたぬきのさはりとなりて住うかるらん』是にや感じけん其後は家ゆる事やみけるとぞ△鈍全は甘露寺殿の雜掌、寺田宮内といふ者とぞ▽
このように、近世も後半になると、木材の天地をめぐる問題は、なんら合理的な事柄ではなく、迷信とする見方が行われるようになった。しかし、さきに見たように、部材を立てるさいに天地を正しく用いることは、すでに奈良時代にに行われていたのである。奈良時代のそうした技法が、木材の性質を考えた合理的な理由に基づくものであったのかどうかは確かめようがないが、『賢愚経』に木材の判別法がみえるようにアジアで早くにこの技法が修得されていた可能性が高く、建築技術とともに伝えられたか、もしくは工匠が経験的に認知していたのではないだろうか。それがやがて、天地を正しく立てなければならぬという知識

のみがのこり、その理由が忘れられて迷信化していったのであろう。

四

以上のように、奈良時代以来、木材本来の天地が建築に際して意識されていたが、これまで平城宮跡をはじめとして各地で多くの柱根が発掘されているにもかかわらず、「本」墨書のようにそれを示す痕跡が知られていないのはなぜなのであろうか。井戸の部材のような加工度の高い板材とはことなり、柱などのように比較的原木に近い材木の場合は、木目をみて天地を判断できた可能性がある。つぎの天明五年（一七八五）の川柳は近世の俗信に基づくが、柱の外見で天地が判明する場合のあったことを示している。

看病のふいと見付ける逆柱

したがって墨書などの痕跡がなくとも、柱を立てるさいに材木の天地が意識されていた可能性は認められるであろう。

また、古代においても建築物が移築されたことはよく知られているが、そのさいに『閑田次筆』が「古家の建直し

に、本末の知がたき木あれば」と記すような事態もあったであろう。そのとき、柱の天地が意識されていたかどうかは定かではないが、外見で判断していた可能性はあると思う。天地とは直接関係しないが、古い宮殿の柱が、移築後も転用材と認知されていたらしいことは、次の古歌とその詞書きから想像される。

外記序結政座に古宮のはしらのいまに残れるを、まつりごとの次にみてよめる

中原師光朝臣

いにしへの奈良の都の宮ばしら

このかたなしに猶のこるかな

〔統後拾遺和歌集〕

管見のかぎり、古代の柱の立柱法にかかわる痕跡は、ここで紹介した「本」の墨書しか見当たらない。この墨書は古代の工匠が作業の場で書き付けた筆跡であり、偶然残された古代建築の技法の一端をしめす証として貴重なものである。

註

- (1) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十九)』—二条大路木簡三—奈良国立文化財研究所 一九九四年。遺構の説明などはすべて本書による。また図は、本書掲載の写真によって作成した。
- (2) 西岡常一『木に学べ』小学館 一九八八年、小学館ライブラリー判二三二頁。
- (3) 『賢愚経』巻七 利善弥七子品第三二(大正新脩大藏經四四〇頁)、『枕草子』第二四四段『蟻通の明神』、『今昔物語集』巻五 七十余人流遣他国語三三、関敬吾『日本昔話大成』九 笑話一『親棄山』角川書店 一九七九年、二六六・二六九頁。
- (4) 『南歌秀言』巻之二『日本随筆大成』第二期二四 一七七頁。
- (5) 『閑田次筆』巻之四『日本随筆大成』第一期一八 四四三頁。
- (6) 内藤昌校注『注釈愚子見記』井上書院 一九八八年、一四頁。
- (7) 『嬉遊笑覧』巻一上(居処)『日本随筆大成』別巻七 嬉遊笑覧一 一〇四頁。
- (8) 『百貫揃』(鈴木勝忠『川柳・雑俳からみた江戸庶民風俗』雄山閣 一九七八年)
- (9) 『新編国歌大観』第一巻 勅撰集編 歌集 角川書店 一九八三年、五四七頁。